



届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 平成29年 / 月 / 日

厚生労働大臣 殿

(おりがた)

② 申請者 氏 名

有限会社 エースホームズ
代表取締役 飯田 行弘



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③ 許可番号	
(おりがた)	ゆうげんがいしや えーすほーむず
④ 氏名又は名称	有限会社 エースホームズ
⑤ 所在地 (おりがた)	〒250-0001 電話0465(66)5560 かながわけんおたわらしおうぎちよう
	神奈川県小田原市扇町一丁目25番21号
⑥ 適用開始・変更予定日	平成29年 月 日
⑦ 届出・変更届出内容	別紙のとおり
⑧ 備考	本社に適用する。 担当者：飯田 行弘 TEL: 0465(66)5560 FAX: 0465(66)5561

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料負担者は 求人者 とします。 <u>1, 000円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>40% (または800, 000円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>40% (または800, 000円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>40% (または800, 000円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 有限会社 エースホームズ

神奈川県小田原市鵜町 1-25-21